

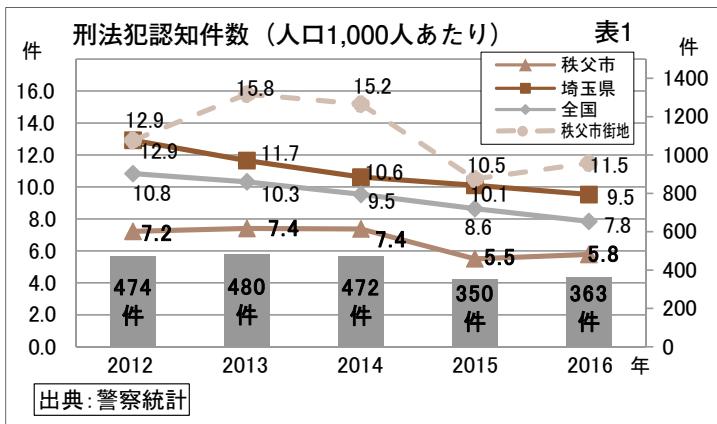


最近の市内犯罪状況

セーフコミュニティちちぶ

秩父市の犯罪件数人口（千人当たり）は、全国・埼玉県に比べて少なく、また、近年減少傾向にあります。

東町・番場町・上町・中町・本町（宮側町）の犯罪発生率は、全国・埼玉県に比べて高い状況にあり、犯罪件数も年間350件以上発生しています。**[表1]**



刑法犯認知件数（人口1,000人あたり）

件数

件

年

東町・番場町・上町・中町・本町（宮側町）の犯罪発生率は、全国・埼玉県に比べて高い状況にあり、犯罪件数も年間350件以上発生しています。**[表1]**

次に、最近3年間の「市内犯罪発生状況」ですが、警察統計から見ると、①自転車盗②万引き③侵入盗の順になっています。

①自転車盗は、駅などの駐輪場やその周辺で多く発生しておなり、スポーツタイプの高価な自転車は特に注意が必要で、自宅敷地内においても狙われます。また、盗難自転車の6割以上が無施錠であり、施錠の徹底とともに、簡単に盗まれないための二重ロックが必要となっています。二重ロックとは、通常の施錠の他、クサリ錠やワイヤー錠で施錠をすることです。これにより、鍵を壊す時間が倍増するため、犯罪の発見につながったり、自転車泥棒のやる気を損なう効果があります。

③侵入盗は、国際認証取得後、件数が大きく減少しています。しかし、昨年実施したアンケートでは、自宅在宅中（就寝時以外）は無施錠の方が多く、犯罪件数を少なくしていくために、引き続き在宅中における鍵かけが求められています。

次に、最近3年間の「市内犯罪発生状況」ですが、警察統計から見ると、①自転車盗②万引き③侵入盗の順になっています。

①自転車盗は、前述したとおりの状況であり、②万引きは、高齢の方が多くなっています。なお、犯罪防止のポイントとして、犯罪者が犯行を諦めた理由では、①近所の人に見られた②ドア・窓に補助錠があつた③犬を飼っていた④警備システムがあつた⑤防犯カメラがあつたなどであり、犯罪者は人や機械の目というものを常に意識します。こうしたことから、セーフコミュニティ犯罪の防止対策委員会では、防犯パトロールの推進とともに、防犯カメラの設置、街路灯・防犯灯の整備を、町会や商店連盟と連携しながら行いました。

また、最近では、格安（1円台）の防犯カメラも発売され、自宅に設置する方が増えており、事件があつた場合にその映像を提供し、地域の防犯にご協力いただいているケースもあります。

犯罪は、市民の皆さん一人一人の力がその行為を抑止する手立てであり、地域の目が重要なとなります。引き続き、皆さんのご協力をお願いします。

次に、最近3年間の「中心市街地犯罪発生状況」ですが、警察統計から見ると、①自転車盗②万引き③侵入盗の順になっています。

①自転車盗は、前述したとおりの状況であり、②万引きは、高齢の方が多くなっています。なお、犯罪防止のポイントとして、犯罪者が犯行を諦めた理由では、①近所の人に見られた②ドア・窓に補助錠があつた③犬を飼っていた④警備システムがあつた⑤防犯カメラがあつたなどであり、犯罪者は人や機械の目というものを常に意識します。こうしたことから、セーフコミュニティ犯罪の防止対策委員会では、防犯パトロールの推進とともに、防犯カメラの設置、街路灯・防犯灯の整備を、町会や商店連盟と連携しながら行いました。

また、最近では、格安（1円台）の防犯カメラも発売され、自宅に設置する方が増えており、事件があつた場合にその映像を提供し、地域の防犯にご協力いただいているケースもあります。

犯罪は、市民の皆さん一人一人の力がその行為を抑止する手立てであり、地域の目が重要なとなります。引き続き、皆さんのご協力をお願いします。

セーフコミュニティ犯罪の防止対策委員会では、市民の皆さんのご協力をいただきながら、今後も「安全・安心なまち」を目指し犯罪の芽を摘む運動を実施してまいりますので、ご理解・ご協力をお願いします。

少額消費料金未納に関する訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご滞納されましたのは、当方の利用されていた料金です。または運賃合意料による徴収料金として、料金が受け取れませんでしたことをお詫びいたします。

皆様お手数ですが、(支)234
郵便物下げ最短期間を経て請求書を提出させていただきます。

尚、ご滞納された場合は、遅延料金が発生される場合、取扱料金がかかる場合、駐車料金がかかる場合、運賃料金がかかる場合等に該当する場合は、料金が発生する場合があります。

料金が受け取れなかったり料金が間違っている場合は、料金を支払っておきますので、差額料金までお支払いください。

事務での連絡ができない場合は、必ずご本人様へご連絡頂きますようお願い申し上げます。

ご了承下さい。平成29年6月1日

少額消費料金未納訴訟最終告知センター
東京管轄代議員事務所 〒102-0073 1号
東京管轄代議員事務所 03-5924-6673
受付時間 9:00~18:00 休休(土・日・祝日)

総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご滞納されましたのは、当方の利用されている料金です。または運賃合意料による徴収料金として、料金が受け取れました場合は、料金を返却させていただきます。尚、ご滞納された場合は、運賃料金がかかる場合、駐車料金がかかる場合、運賃料金がかかる場合等に該当する場合は、料金が発生する場合があります。

料金が受け取れなかったり料金が間違っている場合は、料金を支払っておきますので、差額料金までお支払いください。

事務での連絡ができない場合は、必ずご本人様へご連絡頂きますようお願い申し上げます。

ご了承下さい。平成29年6月1日

総合消費料金未納訴訟最終告知センター
東京管轄代議員事務所 1号
東京管轄代議員事務所 03-5924-6295
東京管轄代議員事務所 03-5924-6296
受付時間 9:00~20:00(日・祝日除く)

用する詐欺」についてです。この詐欺は、発送元が公官庁となっている「訴訟はがき」が自宅に郵送され、この連絡先へ電話すると、コンビニの電子決済払いなどでお金をだまし取られるというようなものです。

次のようなはがきが来たら、連絡先には絶対電話せず、秩父警察署（吉田にあつては小鹿野警察署）へ連絡してください。